

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税等の賦課徴収関係事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津坂下町は、地方税等の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県河沼郡会津坂下町

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等賦課徴収管理関係事務
②事務の概要	<p>地方税法の規定により賦課された個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の収納・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報保護ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)収納・滞納管理に関する業務 ①各税システムからの賦課情報の入手 ②指定金融機関からの収納[納付(納入)済通知書]情報の入手 ③滞納状況の照会 (2)過誤納金に関する業務 (3)督促に関する業務 (4)名寄せに関する業務 (5)納税証明書等、町税の納付に関する証明書及び納付書等の発行</p>
③システムの名称	収納管理システム 口座管理システム 収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・別表第一の16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)1の項(別表第二省令第1条),2の項(別表第二省令第2条),3の項(別表第二省令第3条),4の項(別表第二省令第4条),6の項(別表第二省令第6条),8の項(別表第二省令第7条),9の項(別表第二省令,未規定),11の項(別表第二省令第10条),16の項(別表第二省令第12条),18の項(別表第二省令第13条),23の項(別表第二省令,未規定),26の項(別表第二省令第19条),27の項(別表第二省令第20条),28の項(別表第二省令第21条),29の項(別表第二省令,未公布),31の項(別表第二省令第22条),34の項(別表第二省令,未公布),35の項(別表第二省令,未公布),37の項(別表第二省令第23条),38の項(別表第二省令,未規定),39の項(別表第二省令,未公布),40の項(別表第二省令,未公布),42の項(別表第二省令第25条),48の項(別表第二省令,未公布),54の項(別表第二省令第28条),57の項(別表第二省令第31条),58の項(別表第二省令,未公布),59の項(別表第二省令,未公布),61の項(別表第二省令,未規定),62の項(別表第二省令,未規定),63の項(別表第二省令第34条),64の項(別表第二省令第35条),65の項(別表第二省令第36条),66の項(別表第二省令第37条),67の項(別表第二省令第38条),70の項(別表第二省令,未規定),71の項(別表第二省令,未公布),74の項(別表第二省令第40条),80の項(別表第二省令第43条),84の項(別表第二省令,未公布),85の2の項(別表第二省令,未公布),87の項(別表第二省令第44条),91の項(別表第二省令,未公布),92の項(別表第二省令,未規定),94の項(別表第二省令第47条),97の項(別表第二省令第49条),101の項(別表第二省令,未公布),102の項(別表第二省令第50条),103の項(別表第二省令第51条),106の項(別表第二省令,未規定)107の項(別表第二省令第54条),108の項(別表第二省令第55条),113の項(別表第二省令第58条),114の項(別表第二省令第59条),115の項(別表第二省令,未公布),116の項(別表第二省令,未公布),117の項(別表第二省令,未公布),120の項(別表第二省令,未公布)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
出納室	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策財務課(政策企画班 情報統計係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地 0242-84-1509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 1の項(別表第二省令第1条),2の項(別表第二省令第2条),3の項(別表第二省令第3条),4の項(別表第二省令第4条),6の項(別表第二省令第6条),8の項(別表第二省令第7条),9の項(別表第二省令,未規定),11の項(別表第二省令第10条),16の項(別表第二省令第12条),18の項(別表第二省令第13条),23の項(別表第二省令,未規定),26の項(別表第二省令第19条),27の項(別表第二省令第20条),28の項(別表第二省令第21条),29の項(別表第二省令,未公布),31の項(別表第二省令第22条),34の項(別表第二省令,未公布),35の項(別表第二省令,未公布),37の項(別表第二省令第23条),38の項(別表第二省令,未規定),39の項(別表第二省令,未公布),40の項(別表第二省令,未公布),42の項(別表第二省令第25条),48の項(別表第二省令,未公布),54の項(別表第二省令第28条),57の項(別表第二省令第31条),58の項(別表第二省令,未公布),59の項(別表第二省令,未公布),61の項(別表第二省令,未規定),62の項(別表第二省令,未規定),63の項(別表第二省令第34条),64の項(別表第二省令第35条),65の項(別表第二省令第36条),66の項(別表第二省令第37条),67の項(別表第二省令第38条),70の項(別表第二省令,未規定),71の項(別表第二省令,未公布),74の項(別表第二省令第40条),80の項(別表第二省令第43条),84の項(別表第二省令,未	事後	根拠法令の記述を統一し、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年4月1日	5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	総務課長 佐瀬昌弘	総務課長 大島光昭	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成31年1月1日	5 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長 大島光昭	総務課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月1日	IV リスク対策 1～9		全文追加記載	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 しきい値計数 時点	平成28年6月30日現在	令和3年9月1日 時点	事後	